

町田市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

町田市立学校施設の開放に関する条例（平成17年10月町田市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表（第10条関係）		別表（第10条関係）	
開放施設	使用料	開放施設	使用料
略	略	略	略
温水プール	1回大人 <u>460円</u> 、子ども（小学生及び中学生） <u>150円</u> ただし、満65歳以上の者及び障がい者の使用料は、 <u>150円</u> とする。	温水プール	1回大人 <u>310円</u> 、子ども（小学生及び中学生） <u>100円</u> ただし、満65歳以上の者及び障がい者の使用料は、 <u>100円</u> とする。
略	略	略	略
備考 略		備考 略	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表温水プールの項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の第11条第1項の規定により発行された回数利用券は、施行日以後においても、なお使用することができる。